

基準適合一般事業主認定申請書

申請年月日 平成 年 月 日

都道府県労働局長 殿

一般事業主の氏名又は名称  
（法人の場合）代表者の氏名 印  
住 所  
電 話 番 号

次世代育成支援対策推進法第13条の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 策定・実施した一般事業主行動計画について
  - (1) 一般事業主行動計画策定届を届け出た日 平成 年 月 日
  - (2) 一般事業主行動計画策定届の届出先 労働局長
  - (3) 計画期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日（期日）
2. 常時雇用する労働者の数 人（うち男性 人、女性 人）
3. 一般事業主行動計画において達成しようとした目標及びその達成状況（第3面に記載すること）
4. 育児休業等の取得に関する状況
  - (1) 男性労働者の状況
    - ① 計画期間において育児休業等をした男性労働者数 人
    - ② （①が0人の中小事業主のみ記入）  
計画期間の開始前3年以内に育児休業等をした男性労働者（複数いる場合はそのうちのいずれか一人）が休業した期間  
平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
  - (2) 女性労働者の状況
    - ① 計画期間において出産した女性労働者数、育児休業等をした女性労働者数及びその割合

計画期間において		
出産した女性労働者数 (A)	育児休業等をした女性労働者数 (B)	育児休業等をしたものの割合 (B) / (A) × 100
人	人	(C) %

- ② ((C)の育児休業等をしたものの割合が70%未満の中小事業主のみ記入)  
計画期間の開始前3年以内の日であって当該中小事業主が定める日から当該計画期間の末日までの期間における状況

平成 年 月 日から平成 年 月 日（計画期間の末日）までの間の		
出産した女性労働者数 (A)	育児休業等をした女性労働者数 (B)	育児休業等をしたものの割合 (B) / (A) × 100
人	人	%

5. 育児をする労働者のための勤務時間の短縮等の措置等の実施状況

実施している措置（3歳から小学校就学前の子を育てる労働者が対象となるものに限る。）	実施の有無
ア 育児休業の制度に準ずる制度	有・無
イ 短時間勤務の制度	有・無
ウ フレックスタイム制度	有・無
エ 始業・終業時刻の繰上げ又は繰下げの制度	有・無
オ 所定労働時間を超えて労働させない制度	有・無
カ 事業所内託児施設の設置運営	有・無
キ 育児に要する経費の援助措置等	有・無

6. 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置の実施状況

実施している措置	実施の有無	措置の内容
ア 所定外労働の削減のための措置	有・無	
イ 年次有給休暇の取得の促進のための措置	有・無	
ウ ア及びイ以外の働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置	有・無	

（注）次の①から⑤の書類を添付すること。

- ① 策定・実施した一般事業主行動計画
- ② 一般事業主行動計画に定めた目標が達成されたことを明らかにする書類（労働協約又は就業規則の写し等）
- ③ 育児休業等をした男女労働者の氏名及び育児休業等をした期間が記載されている書類
- ④ 5. 及び6. の実施状況を明らかにする書類（労働協約又は就業規則の写し等）
- ⑤ 既に次世代育成支援対策推進法第13条の認定を受けたことのある一般事業主にあつては当該認定に係る基準適合一般事業主認定申請書及び認定通知書の写し

次世代育成支援対策の実施 により達成しようとした目標	目標の達成状況

（記載要領）

1. 「申請年月日」欄は、都道府県労働局長に基準適合一般事業主認定申請書（以下「申請書」という。）を提出する年月日を記載すること。
2. 「一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所及び電話番号」欄は、申請を行う一般事業主の氏名又は名称、法人の場合にあっては代表者の氏名、住所及び電話番号を記載すること。氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記載すること。一般事業主が法人の場合にあっては、法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。代表者の氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記載すること。電話番号については、主たる事務所の電話番号を記載すること。
3. 「1. (1) 一般事業主行動計画策定届を届け出た日」は、都道府県労働局長に一般事業主行動計画策定届（以下「届出書」という。）を提出した年月日を記載すること。
4. 「1. (2) 一般事業主行動計画策定届の届出先」欄は、届出書を提出した都道府県労働局長の都道府県名を記載すること。
5. 「1. (3) 計画期間」欄は、認定を受けようとする一般事業主行動計画の期間の初日及び末日並びに当該行動計画が何期目の行動計画であることを記載すること。
6. 「2. 常時雇用する労働者の数」欄は、申請書を提出する日又は提出する日前の1か月以内のいずれかの日において常時雇用する労働者の数及びその男女別の内訳を記載すること。
7. 「3. 一般事業主行動計画において達成しようとした目標及びその達成状況」については、（第3面）に記載すること。
8. 「4. 育児休業等の取得に関する状況」欄については、
  - (1) 「育児休業等」とは、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する育児休業のほか、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するための休業をいうこと。
  - (2) 「育児休業等をしたものの割合」は、小数第1位を切り捨てて記載すること。
9. 「5. 育児をする労働者のための勤務時間の短縮等の措置等の実施状況」欄は、ア～キの措置ごとに、実施の有無について有又は無の文字を○で囲むこと。
10. 「6. 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置の実施状況」欄は、ア～ウの措置ごとに実施の有無について有又は無の文字を○で囲むこと。有の場合は右欄に実施した措置の内容について具体的に記載すること。

## 女性の坑内労働に係る専門家会合（仮称）及び 母性保護に係る専門家会合（仮称）の開催について

### 1 趣旨

男女雇用機会均等の更なる推進について労働政策審議会雇用均等分科会において幅広い検討が開始された中、女性の坑内労働に関し、本年6月の「全国規模の規制改革要望」等において規制の見直しが要望されていること、また、母性保護に関し、平成9年の男女雇用機会均等法改正の際に今後の課題とされた事項があること等を踏まえ、女性の坑内労働及び母性保護に係る規制の在り方について、それぞれ専門家会合を開催し、専門的見地（医学、労働衛生面等）から検討を行う。

### 2 時期

平成17年夏頃までの取りまとめを目途に検討を行う。（各専門家会合につき、それぞれ全4回程度を予定）

### 3 検討項目

#### (1) 女性の坑内労働に係る専門家会合 [参考1・参考2]

- ・ 坑内労働の作業態様
- ・ 坑内労働の女性の健康に与える影響 等

#### (2) 母性保護に係る専門家会合 [参考1・参考3]

- ・ 重量物取扱業務及び有害物の発散する場所における業務の母性に与える影響 等

## 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（抄）

### 第11条

1. 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
  - (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
  - (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
  - (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
  - (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
  - (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
  - (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利
  
2. 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
  - (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
  - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
  - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
  - (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
  
3. この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

## 全国規模の規制改革要望について（抄）

**【項目】**

女性の坑内労働の禁止に係る労働基準法の見直し

**【要望主体名】**

東京都

**【要望事項】**

女性の坑内労働の禁止に係る労働基準法の見直し

**【具体的要望内容】**

女性の雇用機会均等と職域拡大を図るため、トンネル工事の監督業務などに従事する女性が、坑内に入ることができるよう、法改正等の必要な措置を講じること。

**【具体的事業の実施内容】**

女性技術系職員のシールド工事などトンネル工事における監督業務への従事

**【要望理由】**

東京都では、女性技術系職員が様々な工事の監督業務に就いているが、労働基準法第64条の2により女性の坑内労働が禁止されているため、トンネル工事による監督業務に従事できない。

女性の雇用機会均等と職域拡大を図るため、法改正等の措置が必要である。

**【根拠法令等】**

労働基準法第64条の2

出典：内閣府規制改革・民間開放推進室等が実施した「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間（平成16年6月1日～30日）」において提出された全国規模の規制改革要望より

労働基準法（昭和二二年法律第四九号）（抄）

女性労働基準規則（昭和六一年労働省令第三号）（抄）

（坑内労働の禁止）

第六十四条の二 使用者は、満十八才以上の女性を坑内で労働させてはならない。ただし、臨時の必要のため坑内で行われる業務で厚生労働省令で定めるものに従事する者（次条第一項に規定する妊産婦で厚生労働省令で定めるものを除く。）については、この限りでない。

（臨時の必要のため坑内で行われる業務等）

第一条 労働基準法（以下「法」という。）第六十四条の二の厚生労働省令で定める業務は、次のとおりとする。

- 一 医師の業務
- 二 看護師の業務
- 三 新聞又は出版の事業における取材の業務
- 四 放送番組の制作のための取材の業務
- 五 高度の科学的な知識を必要とする自然科学に関する研究の業務

2 法第六十四条の二の厚生労働省令で定める妊産婦は、妊娠中の女性及び坑内で行われる前項各号に掲げる業務に従事しない旨を使用者に申し出た産後一年を経過しない女性とする。



すべての種類の鉱山の坑内作業における女子の使用に関する条約（抄）  
（第四十五号）

昭和三十一年六月十一日  
批准登録

第一条

この条約の適用上、「鉱山」とは、地下から物質を採取するためのすべての公私の事業場をいう。

第二条

女子は、年齢のいかんを問わず、鉱山における坑内の作業に使用してはならない。

第三条

次の者は、国内法令の定めるところにより、前条の禁止から除外することができる。

- (a) 管理の地位にあつて筋肉労働をしない女子
- (b) 保健及び福祉の業務に使用される女子
- (c) 実習の過程において坑内で訓練を受けている女子
- (d) その他筋肉労働の性格を有しない職業のため随時坑内に入る必要がある女子

## 母性保護に関する専門家会議報告書

(平成8年10月) (抄)

### 3 女子の妊娠又は出産に関する機能に有害である業務の範囲

現在、女子の妊娠又は出産に係る機能に有害である業務であって、妊産婦以外の女子に対し就業が禁止されている業務は、女子労働基準規則第9条第1項第1号に規定する重量物取扱業務と同規則同項第18号に規定する有害物の発散する場所における業務である。これら業務について、禁止の必要性について検討を行ったところ、次のとおりである。

#### (1) 重量物取扱業務

医学的・専門的観点からみた女子の危険有害業務の就業制限に関する研究会報告(昭和60年9月)(以下、「昭和60年研究会報告」という。)によれば、女子労働者の場合、「日常作業で一定限度以上の重量物運搬が反復継続されると子宮脱垂を起こす可能性があるとの報告がある。子宮脱垂は多産による子宮支持組織の緩みの影響が大きい、多産による影響を考慮してもなお重量物の影響がみられるといわれており」、ひいては、「受胎能力又は将来の妊娠・分娩に影響があるとも考えられ」、「重量物運搬に係る保護が不要であると現段階でいうことはできない。」とされている。

現時点において、このことを否定する十分な知見は見当たらないが、この規定の制定当時と比べると、生産様式、作業方法、女子労働の実態が変わってきており、こうした規制に対する社会的認識等の状況も変化している。したがって、こうした実態を踏まえ、これらの規定の必要性については、今後の課題として引き続き検討することが必要である。

#### (2) 有害物の発散する場所における業務

昭和60年研究会報告によれば、「疫学調査、動物実験等に関する諸外国の文献が入手できたもの(19物質)について、その文献の精度、信頼性等を勘案して調査検討したところ、(中略)妊産婦以外の女子に関しては、鉛が、ばく露と妊娠等への影響について因果関係(以下、「因果関係」という。)が認められ、テトラクロルエチレンが因果関係がないとされた外は因果関係が現時点では判断できないとの結論が得られた。」とされている。

このように鉛のような物質は、常時生産される精子によりも、生涯にわたり卵巣内に存在する卵子に対して影響が大きい等、妊娠・出産機能に対して有害であると考えられるので、妊産婦以外の女子に対する有害物の発散する場所における業務の就業禁止制度自体は今後とも存続させるべきである。

ただし、具体的にどの物質が、妊娠・出産機能に有害であるかどうかについては、今後とも、新たな医学的知見を踏まえ、継続的に検討していくことが必要である。

労働基準法（昭和二二年法律第四九号）（抄）

（妊産婦等に係る危険有害業務の就業制限）

第六十四条の三 使用者は、妊娠中の女性及び産後一年を経過しない女性（以下「妊産婦」という。）を、重量物を取り扱う業務、有害ガスを発散する場所における業務その他妊産婦の妊娠、出産、哺育等に有害な業務に就かせてはならない。

2 前項の規定は、同項に規定する業務のうち女性の妊娠又は出産に係る機能に有害である業務につき、厚生労働省令で、妊産婦以外の女性に関して、準用することができる。

3 前二項に規定する業務の範囲及びこれらの規定によりこれらの業務に就かせてはならない者の範囲は、厚生労働省令で定める。

女性労働基準規則（昭和六一年労働省令第三号）（抄）

（妊産婦の就業制限の業務の範囲等）

第二条 第六十四条の三第一項の規定により妊娠中の女性を就かせてはならない業務は、次のとおりとする。

一 次の表の上欄に掲げる年齢の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる重量以上の重量物を取り扱う業務

年齢	重量（単位 キログラム）	
	断続作業の場合	継続作業の場合
満十六歳未満	十二	八
満十六歳以上 満十八歳未満	二十五	十五
満十八歳以上	三十	二十

二 ボイラー（労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第一条第三号に規定するボイラーをいう。次号において同じ。）の取扱いの業務

三 ボイラーの溶接の業務

四 つり上げ荷重が五トン以上のクレーン若しくはデリック又は制限荷重が五トン以上の揚貨装置の運転の業務

五 運転中の原動機又は原動機から中間軸までの動力伝導装置の掃除、給油、検査、修理又はベルトの掛換えの業務

六 クレーン、デリック又は揚貨装置の玉掛けの業務（二人以上の者によつて行う玉掛けの業務における

補助作業の業務を除く。）

七 動力により駆動される土木建築用機械又は船舶荷扱用機械の運転の業務

八 直径が二十五センチメートル以上の丸のこ盤（横切丸のこ盤及び自動送り装置を有する丸のこ盤を除く。）又はのこ車の直径が七十五センチメートル以上の帯のこ盤（自動送り装置を有する帯のこ盤を除く。）に木材を送給する業務

九 操車場の構内における軌道車両の入換え、連結又は解放の業務

十 蒸気又は圧縮空気により駆動されるプレス機械又は鍛造機械を用いて行う金属加工の業務

十一 動力により駆動されるプレス機械、シヤ等を用いて行う厚さが八ミリメートル以上の鋼板加工の業務

十二 岩石又は鉱物の破砕機又は粉砕機に材料を送給する業務

十三 土砂が崩壊するおそれのある場所又は深さが五メートル以上の地穴における業務

十四 高さが五メートル以上の場所で、墜落により労働者が危害を受けるおそれのあるところにおける業務

十五 足場の組立て、解体又は変更の業務（地上又は床上における補助作業の業務を除く。）

十六 胸高直径が三十五センチメートル以上の立木の伐採の業務

十七 機械集材装置、運材索道等を用いて行う木材の

搬出の業務

十八 鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗素、塩素、シアン化水素、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務

十九 多量の高熱物体を取り扱う業務

二十 著しく暑熱な場所における業務

二十一 多量の低温物体を取り扱う業務

二十二 著しく寒冷な場所における業務

二十三 異常気圧下における業務

二十四 さく岩機、鋸打機等身体に著しい振動を与える機械器具を用いて行う業務

2 法第六十四条の三第一項の規定により産後一年を経過しない女性を就かせてはならない業務は、前項第一号から第十二号まで及び第十五号から第二十四号までに掲げる業務とする。ただし、同項第二号から第十二号まで、第十五号から第十七号まで及び第十九号から第二十三号までに掲げる業務については、産後一年を経過しない女性が当該業務に従事しない旨を使用者に申し出た場合に限る。

第三条 法第六十四条の三第二項の規定により同条第一項の規定を準用する者は、妊娠中の女性及び産後一年を経過しない女性以外の女性とし、これらの者を就かせてはならない業務は、前条第一項第一号及び第十八号に掲げる業務とする。